

## 津市久居アルスプラザ 施設の利用料金

ときの風 ホール

平日

の使用の場合

単位 円

時間区分		①	②	③	④	⑤	⑥		
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで		
平日の使用	徴収しない場合 入場料等を	一般使用の場合	7,000	10,000	14,000	17,000	24,000	31,000	
		営利又は宣伝を目的とする場合	14,000	20,000	28,000	34,000	48,000	62,000	
	入場料等を徴収する場合	一般使用の場合	入場料等1,000円以下	8,000	12,000	17,000	20,000	29,000	37,000
			入場料等1,000円を超え 3,000円以下	9,000	13,000	18,000	22,000	31,000	40,000
			入場料等3,000円を超える	11,000	15,000	21,000	26,000	36,000	47,000
	入場料等を徴収する場合	営利又は宣伝を目的とする場合	入場料等1,000円以下	14,000	20,000	28,000	34,000	48,000	62,000
			入場料等1,000円を超え 3,000円以下	18,000	25,000	35,000	43,000	60,000	78,000
			入場料等3,000円を超える	21,000	30,000	42,000	51,000	72,000	93,000

# ときの風 ホール

土曜日、日曜日又は休日の使用の場合

単位 円

使用区分		時間区分	①	②	③	④	⑤	⑥	
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	
土曜日、日曜日又は休日の使用	徴収しない場合 入場料等を	一般使用の場合	9,000	14,000	19,000	23,000	33,000	42,000	
		営利又は宣伝を目的とする場合	18,000	28,000	38,000	46,000	66,000	84,000	
	入場料等を徴収する場合	一般使用の場合	入場料等1,000円以下	11,000	17,000	23,000	28,000	40,000	51,000
			入場料等1,000円を超え 3,000円以下	12,000	18,000	25,000	30,000	43,000	55,000
			入場料等3,000円を超える	14,000	21,000	29,000	35,000	50,000	64,000
		営利又は宣伝を目的とする場合	入場料等1,000円以下	18,000	28,000	38,000	46,000	66,000	84,000
			入場料等1,000円を超え 3,000円以下	23,000	35,000	48,000	58,000	83,000	106,000
			入場料等3,000円を超える	27,000	42,000	57,000	69,000	99,000	126,000

単位 円

時間区分 使用区分	①	②	③	④	⑤	⑥
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
楽屋1	300	400	600	700	1,000	1,300
楽屋2	300	400	600	700	1,000	1,300
楽屋3	600	800	1,300	1,400	2,100	2,700
楽屋4	800	1,100	1,700	1,900	2,800	3,600
主催者控室	200	300	500	500	800	1,000
シャワー室	500	500	500	500	500	500

〔備考〕 ときの風ホール

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日という。
- 2 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 3 指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、1時間を限度として延長して使用させることができるものとし、その延長に係る利用料金は、次の各号に掲げる時間区分を超える使用にあっては、それぞれ当該各号に定める金額とする。
  - (1) 時間区分① 時間区分①の利用料金の10分の3の額
  - (2) 時間区分②及び④ 時間区分②の利用料金の10分の3の額
  - (3) 時間区分③、⑤及び⑥ 時間区分③の利用料金の10分の3の額
- 4 ときの風ホールをその使用区分に係る準備若しくは原状回復又はリハーサルのために使用する場合における利用料金は、当該使用区分に係る時間区分の利用料金の2分の1の額とする。
- 5 ときの風ホールの1階席のみを使用する場合における利用料金は、当該使用区分に係る時間区分の利用料金の10分の7の額とする。
- 6 冷暖房時の利用料金については、ときの風ホールにあっては1時間(使用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。)につき2,400円、楽屋及び主催者控室にあっては当該利用料金の10分の3の額を加算する。

# アトスペース

## 平日の使用の場合

単位 円

使用区分		時間区分	①	②	③	④	⑤	⑥	
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	
平日の使用	徴収しない場合 入場料等を	一般使用の場合	3,300	5,000	7,500	8,300	12,500	15,800	
		営利又は宣伝を目的とする場合	6,600	10,000	15,000	16,600	25,000	31,600	
	入場料等を徴収する場合	一般使用の場合	入場料等1,000円以下	4,000	6,000	9,000	10,000	15,000	19,000
			入場料等1,000円を超え3,000円以下	4,300	6,500	9,800	10,800	16,300	20,600
			入場料等3,000円を超える	5,000	7,500	11,300	12,500	18,800	23,800
	入場料等を徴収する場合	営利又は宣伝を目的とする場合	入場料等1,000円以下	6,600	10,000	15,000	16,600	25,000	31,600
			入場料等1,000円を超え3,000円以下	8,300	12,500	18,800	20,800	31,300	39,600
			入場料等3,000円を超える	9,900	15,000	22,500	24,900	37,500	47,400

# アートスペース

## 土曜日、日曜日又は休日の使用の場合

単位 円

使用区分		時間区分	①	②	③	④	⑤	⑥	
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	
土曜日、日曜日又は休日の使用	徴収しない場合 入場料等を	一般使用の場合	4,300	6,500	9,800	10,800	16,300	20,600	
		営利又は宣伝を目的とする場合	8,600	13,000	19,600	21,600	32,600	41,200	
	入場料等を徴収する場合	一般使用の場合	入場料等1,000円以下	5,200	7,800	11,800	13,000	19,600	24,800
			入場料等1,000円を超え3,000円以下	5,600	8,500	12,700	14,100	21,200	26,800
			入場料等3,000円を超える	6,500	9,800	14,700	16,300	24,500	31,000
	入場料等を徴収する場合	営利又は宣伝を目的とする場合	入場料等1,000円以下	8,600	13,000	19,600	21,600	32,600	41,200
			入場料等1,000円を超え3,000円以下	10,800	16,300	24,500	27,100	40,800	51,600
			入場料等3,000円を超える	12,900	19,500	29,400	32,400	48,900	61,800

単位 円

時間区分 使用区分	①	②	③	④	⑤	⑥
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
楽屋5	300	400	600	700	1,000	1,300
楽屋6	300	400	600	700	1,000	1,300

〔備考〕 アートスペース

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 2 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかなを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 3 指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、1時間を限度として延長して使用させることができるものとし、その延長に係る利用料金は、次の各号に掲げる時間区分を超える使用にあつては、それぞれ当該各号に定める金額とする。
  - (1) 時間区分① 時間区分①の利用料金の10分の3の額
  - (2) 時間区分②及び④ 時間区分②の利用料金の10分の3の額
  - (3) 時間区分③、⑤及び⑥ 時間区分③の利用料金の10分の3の額
- 4 アートスペースをその使用区分に係る準備若しくは原状回復又はリハーサルのために使用する場合における利用料金は、当該使用区分に係る時間区分の利用料金の2分の1の額とする。
- 5 冷暖房時の利用料金については、当該利用料金の10分の3の額を加算する。

# 展示施設等

単位 円

使用区分		時間区分	①	②	③	④	⑤	⑥
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
ギャラリー	3分の1室使用	一般使用の場合	600	900	1,400	1,500	2,300	2,900
		営利又は宣伝を目的とする場合	1,200	1,800	2,800	3,000	4,600	5,800
	3分の2室使用	一般使用の場合	1,200	1,800	2,700	3,000	4,500	5,700
		営利又は宣伝を目的とする場合	2,400	3,600	5,400	6,000	9,000	11,400
	全室使用	一般使用の場合	1,800	2,700	4,100	4,500	6,800	8,600
		営利又は宣伝を目的とする場合	3,600	5,400	8,200	9,000	13,600	17,200
エントランスロビー (アートスクエア)	一般使用の場合	2,200	3,300	5,000	5,500	8,300	10,500	
	営利又は宣伝を目的とする場合	4,400	6,600	10,000	11,000	16,600	21,000	
ミーティング グループ1	一般使用の場合	300	400	600	700	1,000	1,300	
	営利又は宣伝を目的とする場合	600	800	1,200	1,400	2,000	2,600	
ミーティング グループ2	一般使用の場合	400	600	900	1,000	1,500	1,900	
	営利又は宣伝を目的とする場合	800	1,200	1,800	2,000	3,000	3,800	

使用区分		時間区分	①	②	③	④	⑤	⑥
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
壁面(ひさいアートストリート)1	一般使用の場合	400	600	900	1,000	1,500	1,900	
	営利又は宣伝を目的とする場合	800	1,200	1,800	2,000	3,000	3,800	
壁面(ひさいアートストリート)2	一般使用の場合	100	200	200	300	400	500	
	営利又は宣伝を目的とする場合	200	400	400	600	800	1,000	
壁面(ひさいアートストリート)3	一般使用の場合	100	200	200	300	400	500	
	営利又は宣伝を目的とする場合	200	400	400	600	800	1,000	
壁面(ひさいアートストリート)4	一般使用の場合	200	300	500	500	800	1,000	
	営利又は宣伝を目的とする場合	400	600	1,000	1,000	1,600	2,000	
壁面(2階展示エリア)1	一般使用の場合	400	600	900	1,000	1,500	1,900	
	営利又は宣伝を目的とする場合	800	1,200	1,800	2,000	3,000	3,800	
壁面(2階展示エリア)2	一般使用の場合	200	300	500	500	800	1,000	
	営利又は宣伝を目的とする場合	400	600	1,000	1,000	1,600	2,000	
壁面(2階展示エリア)3	一般使用の場合	100	200	200	300	400	500	
	営利又は宣伝を目的とする場合	200	400	400	600	800	1,000	
壁面(2階展示エリア)4	一般使用の場合	100	200	200	300	400	500	
	営利又は宣伝を目的とする場合	200	400	400	600	800	1,000	

使用区分		時間区分	①	②	③	④	⑤	⑥
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
屋外ステージ	一般使用の場合		100	100	100	200	200	300
	営利又は宣伝を目的とする場合		200	200	200	400	400	600

〔備考〕 展示施設等

- 1 指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、1時間を限度として延長して使用させることができるものとし、その延長に係る利用料金は、次の各号に掲げる時間区分を超える使用にあつては、それぞれ当該各号に定める金額とする。
  - (1) 時間区分① 時間区分①の利用料金の10分の3の額
  - (2) 時間区分②及び④ 時間区分②の利用料金の10分の3の額
  - (3) 時間区分③、⑤及び⑥ 時間区分③の利用料金の10分の3の額
- 2 ギャラリー、エントランスロビー、壁面及び屋外ステージをその使用区分に係る準備若しくは原状回復又はリハーサルのために使用する場合における利用料金は、当該使用区分に係る時間区分の利用料金の2分の1の額とする。
- 3 冷暖房時の利用料金(ギャラリー又はミーティングルームに係るものに限る。)については、当該利用料金の10分の3の額を加算する。

## 活動施設

単位 円

使用区分		使用時間1時間当たりの 利用料金	
ミュージックルーム1	一般使用の場合	400	
	営利又は宣伝を目的とする場合	800	
ミュージックルーム2	一般使用の場合	300	
	営利又は宣伝を目的とする場合	600	
バンドルーム	一般使用の場合	400	
	営利又は宣伝を目的とする場合	800	
カルチャールーム1	一般使用の場合	400	
	営利又は宣伝を目的とする場合	800	
カルチャー ルーム2	2分の1室 使用	一般使用の場合	200
		営利又は宣伝を目的とする場合	400
	全室使用	一般使用の場合	400
		営利又は宣伝を目的とする場合	800
カルチャールーム3	一般使用の場合	200	
	営利又は宣伝を目的とする場合	400	
アトリエ	一般使用の場合	200	
	営利又は宣伝を目的とする場合	400	
ピアノルーム	一般使用の場合	300	
	営利又は宣伝を目的とする場合	600	

〔備考〕 活動施設

- 1 使用時間が1時間に満たないときの当該使用時間は、1時間とする。
- 2 冷暖房時の利用料金については、当該利用料金の10分の3の額を加算する。

## 津市久居アルスプラザ 設備器具の利用料金

単位 円

名称		区分	利用料金
舞台設 備器具	所作台	1式(化粧 <sup>がまち</sup> 框 を含む。)	5,000
	平台	1台	150
	蹴込み	1式	500
	松羽目	1式	2,000
	金びょうぶ	1双	1,500
	銀びょうぶ	1双	1,500
	鳥の子びょうぶ	1双	1,500
	めくり台	1台	100
	指揮者台	1台	300
	指揮者用譜面台	1台	200
	楽士用譜面台	1台	100
	姿見	1台	200
	地がすり	1式	1,000
	紗 <sup>しや</sup> 幕	1張	1,000
	毛せん	1枚	200
	長座布団	1枚	200
	上敷	1枚	250
	司会者台	1台	300
	演台	1台(花台を含む。)	700
	音響反射板	1式(天井反射板ライ トを含む。)	6,000
	オーケストラピット(前舞台)	1式	5,000
	仮設花道(上手)	1式	1,500
	仮設花道(下手)	1式	1,500
	バレエマット	1式	3,000
	スクリーン(ときの風ホール)	1式	1,000
	スクリーン	1式	800

	名称	区分	利用料金
照明設備器具	フットライト(移動型)	1台	100
	ロアーホリゾンライト	1系統	250
	ボーダーライト	1系統	200
	アッパーホリゾンライト	1系統	500
	センターピンスポットライト	1台	1,000
	スポットライト	1キロワットにつき	200
	エフェクトマシン	1台	500
	波マシン	1台	500
	ミラーボール	1台	600
	LEDパーライト	1台	500
	LEDスポットライト	1台	200
音響設備器具	録音再生機器	1台	500
	録音再生機器(バンドルーム用)	1台(1回当たり)	500
	移動用スピーカー	1式	1,000
	コンデンサーマイクロホン	1本	800
	ダイナミックマイクロホン	1本	500
	ワイヤレスマイクロホン	1本	1,000
	3点つりマイクロホン装置	1式(マイクロホンを除く。)	1,000
	サブミキサー	1式(コードを含む。)	500
	拡声装置	1式(マイクロホンを除く。)	1,500
その他の設備器具	プロジェクター(ときの風ホール用)	1式	3,000
	プロジェクター(アートスペース用)	1式	2,000
	映像再生機器	1台	200
	移動用プロジェクター	1台	1,000
	移動用スクリーン	1式	500
	移動用PAセット	1式	1,000

名称		区分	利用料金
その他の設備器具	フルコンサートグランドピアノ	1台(調律料を除く。)	6,000
	展示台	1台	100
	展示パネル(3連)	1枚(ライトを含む。)	300
	展示パネル	1枚(ライトを含む。)	100
	展示用スポットライト	1個	100
	茶道用具	1式	1,000
	電源コンセント	1キロワットにつき	100

〔備考〕 設備器具

- 1 利用料金(録音再生機器(バンドルーム用)に係る利用料金を除く。以下この表において同じ。)は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後10時までを単位とする。
- 2 スポットライト及び電源コンセントの使用電力に1キロワット未満の端数があるとき、又は使用電力が1キロワット未満であるときは、これらを1キロワットとする。
- 3 活動施設で使用する場合における利用料金については、1時間を単位とし、1時間当たりの利用料金は、当該利用料金の3分の1の額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた額)とする。
- 4 活動施設で使用する場合における設備器具の使用時間が1時間に満たないときの当該使用時間は、1時間とする。